

令和3年6月17日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月17日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月14日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

3 2 2, 0 7 2 円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和３年５月１０日、鈴鹿市立創徳中学校の駐車場において、職員が公用車を発進させる際、方向転換のため後進したところ、駐車中の相手方車両の左前部に当該公用車の左後部が衝突したもの